

教保第 271 号
令和 2 年 5 月 18 日

県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 太田 守克
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

学校再開後の部活動の実施について (通知)

学校再開後の部活動については、令和 2 年 3 月 13 日付け教保第 1785 号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業終了後の部活動の実施について」において依頼しておりましたが、このたび「学校再開後の部活動実施の考え方」(別紙)をとりまとめましたので通知します。

学校長におかれましては、部活動顧問や部活動指導員等に対し、「学校再開後の部活動実施の考え方」(別紙)の周知をお願いします。各顧問等においては、管理者と連携し、「学校再開後の部活動実施のチェック項目」(別添)を活用し、感染症対策に万全を期した上で、部活動の実施をお願いします。

ただし、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、あらためて通知することを申し添えます。

記

1 部活動実施時期の目安

- 全 面 禁 止 : 5 月 21 日(木)~5 月 31 日(日)
- 段階的な実施 : 6 月 1 日(月)~6 月 14 日(日)
 - ・原則として平日 90 分程度、土日休日は 2 時間程度の活動
 - ・早朝練習なし
 - ・休養日の設定 (平日 1 日、土日いずれか 1 日)
- ※県内外及び校内での合宿や対外試合等を行わないこと
- 全 面 実 施 : 6 月 15 日(月)以降を予定

2 添付書類

- ・「学校再開後の部活動実施の考え方」(別紙)
- ・「学校再開後の部活動実施のチェック項目」(別添)・・・県報告不要
- ・令和 2 年 3 月 13 日付け教保第 1785 号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業終了後の部活動の実施について」
- ・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発 令和 2 年 5 月 13 日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開に関する Q & A (5 月 13 日時点)」に係る、部活動に関する内容の抜粋について (参考)